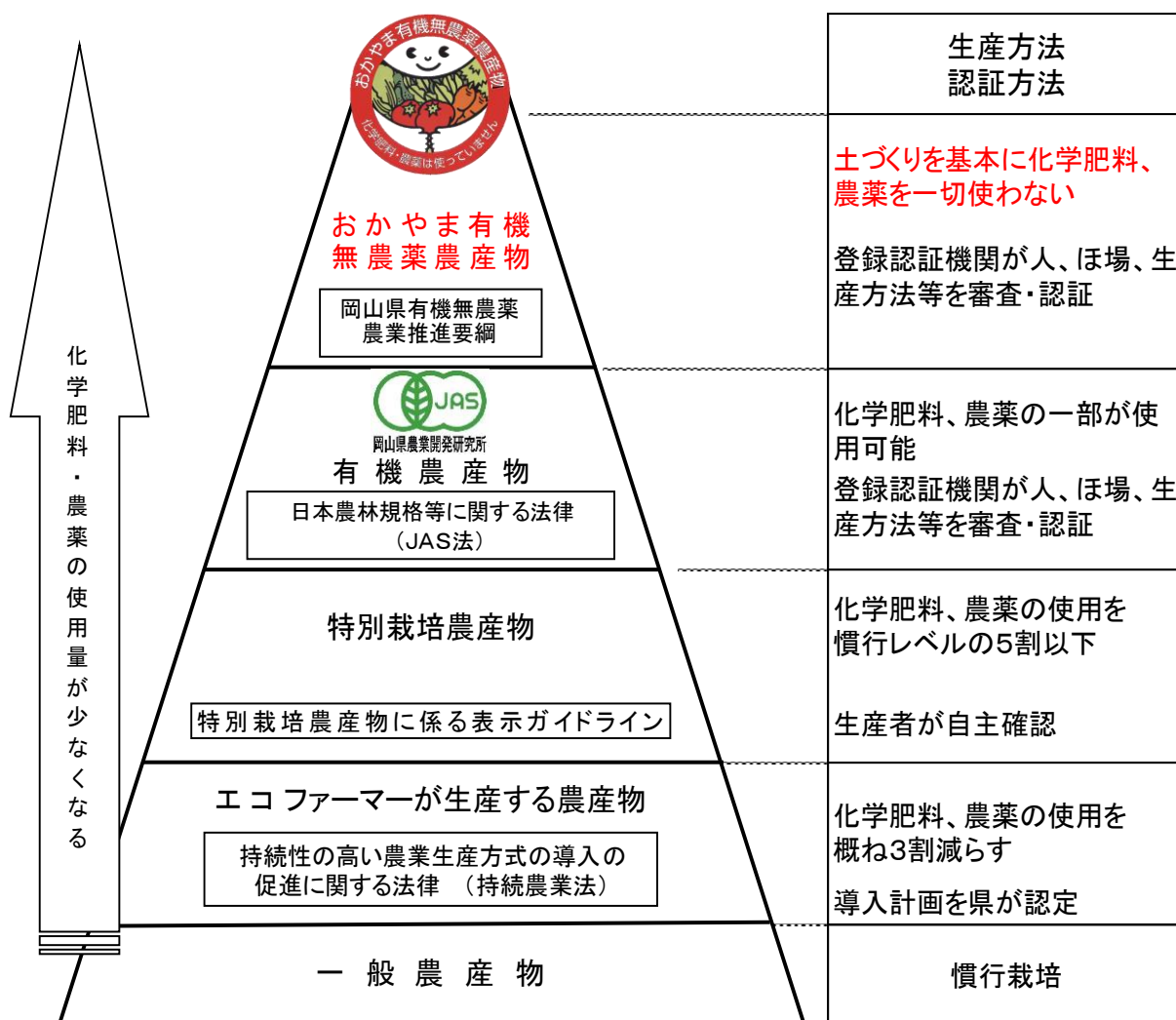


I おかやま有機無農薬農産物とは？

岡山県では、化学肥料・化学合成農薬に依存しないで、有機物を中心とする土づくりを基本に、自然の生態系を重視した有機農業を推進するために、全国に先駆けて、昭和 63 年度に岡山県有機無農薬農業推進要領を制定し、有機無農薬農産物の認証制度をスタートしました。

おかやま有機無農薬農産物は、有機 JAS 規格を満たした上で、更に厳しい化学肥料や農薬を一切使わない独自の規格を設け、岡山県が認証した農産物です。

【おかやま有機無農薬農産物とその他の栽培方法の農産物の位置づけ】



【岡山県におけるこれまでの取組】

昭和 63 年	岡山県有機無農薬農業推進要領を制定し、取組スタート
平成 元年	岡山県有機無農薬農産物認証要領の制定、販売店の指定開始
平成 13 年	有機 JAS 規格の制定（平成 12 年）を受け、「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度で再スタート（有機 JAS 規格を包含）
平成 15 年	特別栽培農産物表示ガイドラインの改正で「無農薬」表示が禁止されるが、「おかやま有機無農薬認証制度」に基づき認証された農産物は、「有機〇〇」の表示とともに「おかやま有機無農薬認証農産物」と表示し、ブランドマークは引き続き使用することとなった。
平成 19 年	料理提供店の指定開始

【おかやま有機無農薬農産物と有機 JAS 規格の違い】

区分	おかやま有機無農薬農産物	有機 JAS 農産物
肥料 ・ 農薬	<p>化学肥料、農薬（天敵を除く※）は、<u>一切使用しない</u>。また、使用できる資材は、有機質由来の資材のみ。</p> <p>例) 堆肥、菜種油かす、魚かす、米ぬか、骨粉、かき殻など</p> <p>※天敵とは害虫を食べてくれる昆虫のことです。</p>	<p>化学肥料、農薬は、原則使用しない。やむを得ない場合は、一部の化学肥料、農薬を使用できる。</p> <p>例) ・肥料：消石灰、硫黄、ようりん、微量元素など</p> <p>・農薬：除虫菊乳剤、マシン油、銅水和剤など</p>
認証 機関	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）岡山県農業開発研究所 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）岡山県農業開発研究所 ・岡山県を認証地域としている県外の登録認証機関
認証 マーク	  <p>岡山県農業開発研究所 認証番号</p>	 <p>岡山県農業開発研究所 認証番号</p>

有機 JAS 規格に基づき、農林水産省で登録された認証機関によって、検査・認証を受けた食品だけに、有機 JAS マークの貼付と、「有機」、「オーガニック」などの表示をすることができます。